

「ほのぼの」シリーズ
介護保険対応版 ほのぼのNEXT
システム担当者 様

 NDソフトウェア株式会社
システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

お詫び 医療訪問看護の自動算定において 基本療養費が設定通りに算定されない場合があります

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、ほのぼのNEXT2024年6月改正対応版におきまして、以下の不具合が発生することが判明いたしました。この度の不具合により、大変ご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げます。不具合の内容および今後の対応につきまして下記のとおりご案内申し上げます。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、ご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも品質において一層の向上に努めて参ります。

敬具

記

【対象の事業種別】

- ・訪問看護（医療）

【発生条件】

以下の①～④の条件を満たした場合に発生いたします。

- ① 処理年月「R6/7」以降である。
- ② [提供票] → [算定] ボタン → [マスタ他] ボタン → [設定] ボタンから表示する [設定] 画面で [■医療療養費] の [基本サービス費算定方法] を「週単位の算定回数を月初でリセットしない」に設定している。

■医療療養費		
基本サービス費算定方法	週単位の算定回数を月初でリセットしない	「週単位の算定回数を月初でリセットしない」を選択している。
複数回訪問があった日の療養費算定条件	看護資格が高い訪問を優先して算定	

- ③ 月初日（1日）が日曜日ではない。
（例）処理年月「R6/9」、「R6/12」は発生いたしません。
- ④ 算定対象月の前月最終週に、以下の「■前月最終週の実績参照対象サービス」を算定している。

■前月最終週の実績参照対象サービス

<障害パターンA>

基本療養費Ⅱ・理学

観察基本Ⅰ

観察基本Ⅲ

<障害パターンB>

基本療養費Ⅰ・専門看護師

